

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月1日
【会社名】	株式会社ほぼ日
【英訳名】	Hobonichi Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長C00 小泉 絢子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目18番地 ほぼ日神田ビル
【電話番号】	03（5422）3804
【事務連絡者氏名】	取締役CF0兼管理部長 鈴木 基男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目18番地 ほぼ日神田ビル
【電話番号】	03（5422）3804
【事務連絡者氏名】	取締役CF0兼管理部長 鈴木 基男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、2025年11月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものとあります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年11月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金90円 総額 208,923,300円

ロ 効力発生日

2025年11月29日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり一部変更する。

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. インターネット、其他媒体を利用したメディア事業及び通信販売業 2. 各種コンテンツの企画、制作、運営、販売、プロデュース 3. 商品の企画、製造、販売、卸売 4. 店舗の企画、運営、管理、プロデュース 5. 経営及び広告宣伝、販売促進に関するコンサルティング、マーケティング 6. <u>クリエイター等の人材育成、マネージメント</u> 7. <u>コンピュータシステムの企画、構築、保守</u> 8. <u>古物営業法に基づく古物商の売買</u> 9. <u>酒類の販売及び通信販売</u> 10. <u>著作権及びライセンスの管理</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 11. 前各号に附帯又は関連する一切の業務	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. インターネット、 <u>その他の媒体</u> を利用したメディア事業及び通信販売業 2. (現行どおり) 3. 商品の企画、製造、販売、卸売、 <u>プロデュース</u> 4. <u>イベント・店舗の企画、運営、管理、プロデュース</u> 5. (現行どおり) (削 除) 6. <u>コンピュータシステムの企画、構築、保守</u> 7. <u>古物営業法に基づく古物商</u> 8. <u>酒類販売業</u> 9. <u>著作権等のライセンス及び管理</u> 10. <u>不動産の売買、賃貸、仲介、管理及び開発</u> 11. <u>宿泊施設（旅館、ホテル、簡易宿所等）の企画、運営及び管理</u> 12. <u>観光施設の企画、運営及び管理</u> 13. <u>旅行業及び旅行代理業</u> 14. <u>公衆浴場業</u> 15. <u>有料職業紹介事業及び労働者派遣事業</u> 16. <u>人材の採用支援、育成、研修、能力開発、マネジメントに関する業務</u> 17. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

第3号議案 取締役3名選任の件

松元史明氏、永田泰大氏、坂本和隆氏の3氏を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件
伊藤晶子氏を監査役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	16,345	9	1	(注) 1	可決 86.52
第2号議案 定款一部変更の件	16,338	16	1	(注) 2	可決 86.48
第3号議案 取締役3名選任の件					
松元 史明	16,331	23	1	(注) 3	可決 86.44
永田 泰大	16,340	14	1		可決 86.49
坂本 和隆	16,339	15	1		可決 86.49
第4号議案 監査役1名選任の件					
伊藤 晶子	16,341	13	1	(注) 3	可決 86.50

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。